

(証券コード 1968)

平成27年 6 月10日

株 主 各 位

太平電業株式会社

代表取締役 野 尻 穰
社長執行役員

「第75回定時株主総会招集ご通知」一部修正のお知らせ

平成27年 6 月10日に株主の皆様にご送付いたしました当社「第75回定時株主総会招集ご通知」の一部に修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正させていただきます。

なお、修正箇所については下線を付しております。

記

＜修正箇所＞

第75回定時株主総会招集ご通知 株主総会参考書類 42ページ

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

＜修正前＞

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

池内稚利氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

(2) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者である池内稚利氏が選任された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。

＜修正後＞

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
(1) 社外監査役候補者の選任理由について

池内稚利氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士としての専門的見地を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

- (2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不正な業務執行が行われた事実について

社外監査役候補者の池内稚利氏が、社外監査役に就任している㈱三栄建築設計は、株式の名義人と実質的な株式所有者の齟齬（いわゆる名義株の問題、以下「名義株問題」といいます。）が存在したことで、平成26年7月1日付で金融庁より課徴金納付命令を受けました。

同氏は、日頃より取締役会および監査役会において、弁護士として専門的見地から適宜必要な発言を行い、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの観点から注意を喚起しておりましたが、「名義株問題」については発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後、同氏は監査役会において対応策を決定し取締役会に諮るだけでなく、対応策および再発防止策の審議に参加し、法令遵守、内部統制の強化等について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。

- (3) 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者である池内稚利氏が選任された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。

以 上